

様式第24号（第3条・第7条関係）

香美市告示第 155 号

公 示 送 達 書

下記の書類について、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

当該書類は、香美市役所において保管し、送達を受けるべき者から申出があったときは、いつでも交付する。

なお、当該書類を受領しない場合において、介護保険法第143条により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされる。

令和8年7月8日

香美市長 依光 晃一郎

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	備考
介護保険料 納入通知書	田邊 正信	令和8年度

送達する書類の保管場所：高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 高齢介護課介護保険係